

那須烏山市

確定申告についてのお知らせ

【受付期間】

令和 7年 2月17日(月) から 令和 7年 3月17日(月) まで
※土日祝日を除く 20 日間

【受付時間等】

番号札配布: 8 時 30 分から 16 時 00 分まで

※市役所始業前の来庁はご遠慮ください。



午前の部受付時間: 8時45分から 11時00分まで

午後の部受付時間: 13時00分から 16時00分まで

※混雑状況により、午前の部の受付(番号札配布)を早めに締め切らせていただくことがあります。

※窓口延長日(木曜日)についても、申告受付は 16 時までとなります。

【会場】

那須烏山市役所 烏山庁舎2階「第4・5会議室(待合室は第2会議室)」

※市役所南那須庁舎での受付は行いません。

感染症拡大防止のためにお願いしたいこと

- 申告会場は大変な混雑が予想されます。パソコンやスマートフォンを利用した申告のご協力をお願いします。(インターネットで、『確定申告書作成コーナー』を検索ください。)
- 待合室の座席数を少なくしている都合上、待合室外での待機をお願いすることがございます。
- 発熱や体調に不安のある場合は、来庁をご遠慮ください。(地区割当日以外でも受付可能です。)
- 自書申告書(所得税申告)の預かりは行いません。税務署へ郵送での提出をお願いします。
- 所得税に影響のない方(無収入の方の申告など)は、申告期間以外(3月18日以降)でも随時税務課窓口にて受付いたします。混雑防止のためにも、申告期間以外の来庁にご協力ください。

❖ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

那須烏山市 税務課 市民税グループ

☎0287-83-1114

地区別の割当日

期 日 \ 時 間	午 前 の 部 (受付 8:45 ~ 11:00)	午 後 の 部 (受付 13:00 ~ 16:00)
2/17(月)	南大和久	八ヶ代・福岡
18(火)	南	中山・八ヶ平・白久・平野
19(水)	月次・大金台	熊田
20(木)	田野倉・小倉・宇井	鴻野山・小白井・西野・芦生沢
21(金)	旭	向田・落合・滝
25(火)	曲田・曲畑	森田宿・輪之内・こぶし台
26(水)	志鳥(中・下)	志鳥上
27(木)	金井	初音・城東・表・愛宕台
28(金)	神長	中央
3/ 3(月)	興野(中・下二)	興野(上・下一)・滝田
4(火)	大金・東原・小河原	高瀬・大里・小埜
5(水)	谷浅見	大桶
6(木)	小木須・小原沢・横枕	大木須・大沢・宮原
7(金)	下境	上境
10(月)	野上(下・野上台・舟戸)	野上(上・第四)
11(火)	三箇(上・中)	藤田
12(水)	三箇下・上川井	下川井
13(木)	予 備 日	
14(金)	予 備 日	
17(月)	予 備 日	

※割り当て当日の申告をお願いしておりますが、都合がつかない場合は他の日でも受付いたします。

申 告 が 必 要 な 方

◇申告が必要な方(※金額や内容により申告不要の場合がございます。詳しくは税務課までご確認ください。)

- 事業(農業、営業等)収入がある方、不動産収入(小作料を含む)がある方
- 給与の年末調整をしていない方(年の途中で退職など)や年末調整の内容に誤りがある方
- 給与を2ヶ所以上からもらっている方
- 給与と年金を両方もらっている方
- 譲渡所得がある方(土地を売却した方、または公共事業のため市や県、国に譲渡(収用)した方)
- 生命保険の満期返戻金、解約一時金等の所得がある方
- 無職無収入または、非課税の所得のみの方(障害年金や遺族年金など)

◇申告したほうがよい方(※所得税や住民税が軽減されます。)

- 住宅借入金等特別控除を受けることができる方
- 医療費控除を受けることができる方(総合所得金額等の5%相当額以上の医療費を支払った方。
総合所得金額等が200万円以上の場合は10万円以上の医療費を支払った方)
- 年末調整の内容に、各種控除をつけ足したい方
- 年金受給者の方で、各種控除を適用したい方

※各種控除の例・・・配偶者控除・扶養控除・寄附金控除・生命保険料控除・障害者控除など

申告の際に必要なもの

所得や控除の内容により、申告に必要な資料が異なります。初めて申告をする方や、持ち物に不安がある方は、事前に税務課までご相談ください。

共通	◎マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、個人番号記載の住民票等) ◎身分証明書(運転免許証、保険証等) ○確定申告のお知らせのはがき(前年所得税申告をした方には、税務署から送付されています。) ○通帳など口座情報が分かるもの
収入に関するもの	◎給与・年金の源泉徴収票 ◎収支内訳書(営業・農業・不動産) ※経費の領収証を確認する場合があります。 ○賃金や報酬の支払調書 ○個人年金や、一時所得に該当する保険金などに関する書類 ○特定口座年間取引報告書や出資配当金通知書等
控除に関するもの	○生命保険料・地震保険料・国民年金等の支払証明書(控除証明書) ○医療費控除の明細書 ※人ごと・病院ごとに集計していないと受付できません。医療費通知(医療費のお知らせ)でも受付可能です。領収証を確認する場合があります。 ○寄附金控除証明書 ※ふるさと納税ワンストップ特例申請をした場合でも、申告する際は寄附金控除証明書の提示が必要となります。 ○障害者手帳など障害等級の分かる書類 ○住宅借入金等特別控除に関する書類 ※1年目の場合は、登記事項証明書(写し可)・借入金の年末残高証明書(原本)・工事請負契約書又は売買契約書(写し可)・補助金に関する書類などが必要です。 ※2年目以降の場合は、税務署から送付される住宅借入金等特別控除証明書(原本)と、借入金の年末残高証明書(原本)をお持ちください。

税務署にて確定申告をする

☆ 次のような案件の方は、市役所の申告会場では受付できません。税務署での確定申告をお願いします。

- ①青色申告
- ②先物取引やFX、仮想通貨などの特殊な所得
- ③建物の譲渡など、複雑な譲渡所得
- ④令和6年分以外の申告

※①～④以外でも、内容によっては税務署をご案内することがございますのでご了承ください。

◇氏家税務署で申告する

【会場】 氏家税務署(〒329-1393 栃木県さくら市氏家 2431-1) ☎028-682-3311

【期間】 令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)

※受付時間や整理券配布等につきましては、氏家税務署にお問い合わせください。

※還付申告につきましては、2月14日(金)以前より、氏家税務署にて受付しています。

【年金収入フローチャート】

公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下の方は確定申告が不要ですが、住民税の申告が必要な場合があります。
次のフローチャートにて住民税の申告が必要かどうかをご確認ください。

